

秦の“八体”

—「爰書」雜記—

大橋 修一 埼玉大学教育学部国語教育講座

キーワード：秦、八体、爰書

秦の八体の一つである「爰書」という語が、文献に登場するのは許慎の『説文解字』序においてである

自爾秦書有八体、一日大篆、二日小篆、三日刻符、四日蟲書、五日模印、六日署書、七日爰書、八日隸書。漢興有草書、尉律、学僮十七已上、始試、諷籀書九千字、乃得為史、又以八体試之、郡移大史并課、最者以為尚書史。秦の書体には八種があった。大篆、小篆、刻符、蟲書、模印、署書、爰書、隸書である。漢が興ると草書ができた。尉律、学僮は十七歳以上になってはじめて試験する。九千字を読み書きできて、はじめて史の資格を得ることができ、さらに八体によって試験し、郡はその八体の試験結果を大史に送り、成績優秀者を尚書史とした、というのである。さらに『説文』では新の王莽(9~23)時代の書体にも言及する。

時有六書、一日古文、孔子壁中書也、二日奇字、即古文而異者也、三日篆書、小篆秦始皇帝、使下杜人程邈所作也、四日左書、即秦隸書、五日繆篆、所以即印也、六日鳥蟲書、所以書幡信也

当時に六書があった。一、に古文といい、孔子宅の壁から出たものである。二、に奇字といい、つまり古文の異体字である。三、に篆書をいい、つまり小篆である。秦の始皇帝が下杜の人程邈に作らせたものである。四、に左書といい、秦の隸書である。五、に繆篆といい、印に彫るためのものである。六、に鳥蟲書といい、旗や符に書くためのものであるという。

王莽時代になると、八体が六書、つまり六体となり、爰書や刻符、署書の語が消えている。また、『漢書』芸文志にも、『説文』の前文と同様、試験と書記選考規程についての条文が見える。

漢興、蕭何(?~一九三BC)草律、亦著其法、

曰、太史試学童、能諷書九千字以上、乃得為史、又以六体試之、課最者以為尚書御史。

ここでは『説文』に見える八体が、『六体』となっている。この『漢書』と『説文』の若干の異同について、段玉裁(『説文』十五卷上)は

「班固の『漢書』は(九二年に班固が死に、妹の班昭が八表および天文志完成)。『説文』(一〇〇年成立)より前に成立したのであるが、必ずしも『漢書』を見ていない可能性があり、別に基づくべき資料があったのかもしれない」と述べている。また後魏の江式の『論書表』に

漢興、有尉律学、復教以籀書。又習八体、試之課最、以為尚書史

とあり、つづけて唐の徐堅の『初学記』文部文字第三にも

秦焚燒先典、乃廢古文更用八体、一日大篆、周宣王史籀所作也。二日小篆、始皇時李斯、趙高、胡毋敬所作也、大小篆並簡册所用也、三日刻符、施於符信也。四日模印、施於印璽也、五日蟲書為虫鳥之形、施於幡信也。六日署書、門題所用也、七日爰書、銘於戈戟也、八日隸書、始皇時程邈所定

とあり、異同はあるものの『八体』とするのは、『説文』からの採録と思われる。したがって、著者にとって「八体」なのか「六体」なのか確定できずにいたのである。

ところで『説文』や『漢書』芸文志に記載する文字習得に関する試験もしくは書記官選考の規程の条文と、ほぼ同様の漢律が一九八四年、

湖北省江陵県張家山で発見されたのである。^{註1}

発見されたのは二四七、二四九、二五八号の前漢墓である。この三基の内の二四七号墓の中から一二三六(残片を除く)の竹簡が出土し、竹簡中の「歴譜」が高祖、劉邦の五年(前二〇二)から呂后二年にわたることから、紀元前一

八六年前後と見られる。専者に『張家山漢墓竹簡一二四七号墓』(文物出版社)がある。竹簡の内容は八種にわたり、①二年律令三二枚、②歴譜、十八枚、③秦嶽二二八枚、④脈書六六枚、⑤算数書一九〇枚、⑥蓋廬五五枚、⑦引書、一二枚、⑧遺策四一枚である。この前漢時代初期の二年律令の条文中に

史、卜子年十七年歳学、史、卜、祝学童学三歳、学口將詣太史、大卜、大祝、郡史学童詣其守、皆会八月朔日試之、試史学童以十五篇、能風書五千字以上、乃得為史、有以八体試之、郡移其八体課大史、大史誦課、取最一人以為其県令史、殿者勿以為史、三歳一并課、取最一人以為尚書卒史、(四七四～四七六号)

史、卜の子は十七歳で就学する。史、卜、祝の学童は、学ぶこと三年で、学口が引き連れて大史、大卜、大祝のものに赴き、郡の史の学童はその郡の郡守のところへ行き、いずれも八月一日を期日としてこれを試験する。

史の學童の試験は十五篇によって行い、五千字以上を誦んじ書くことができ、はじめて史となることができる。さらに八体によって試験を行い、郡はその八体の試験結果を大史に送り、大史が試験結果を読む。成績優秀者一人をその県の令史とし、成績最低者は史としてはならない。三年間に一度試験成績を一つにまとめ、成績優秀者一人を尚書卒史とせよ、というのである。整理すると、十五篇は史の学童が受験する。五千字以上誦書できたものは、全員、史となる。八体課、これは史が受験する。各郡の成績優秀者は県の令史となる。これは大史が採点する。并課、史が受験。三年に一度行われ、その中の最優秀成績者は尚書卒史となる、とある。ちなみに、秦、漢には、各種の課が存在し、睡虎地の秦律では、牛羊課がみられ、漢の居延簡には、郵書課、軍書課、馭馬課が散見される。八体課も課の一つであったと考えられる。^{註3}

律令文中の「十五篇」は『説文』に「宣王、

大史籀、大篆十五篇を著す」とあり、段玉裁の注にも「大篆十五篇は亦た史籀篇といい、亦た史篇ともいう」とある。したがってこの史籀篇の可能性が高い。また律令の「風書五千字」は『説文』及び『漢書』芸文志では諷籀書九千字となり、律令の「八体」は『説文』に見える「八体」とは同じであるが、『漢書』芸文志では「六体」となっている。張家山漢簡二四七号に記された律令との若干の異同については、許慎が「今、尉律有り」と雖も課せず、小学修まらず、其の説に達すること莫きこと久し」と憤慨するように、許慎や『漢書』芸文志の編者班固が生きた後漢中期になると、漢律も形骸化し、しかも曖昧なものとなって伝存していたことが、これらの異同となったと考えられよう。また現実の実行の困難規則がもつ理念、この二つのアンチノミー(二律背反)に許慎が矛盾を感じていたことも窺われるのである。

ところでこの秦の「八体」説は、秦の文献上においては確認できないものの、この張家山の律令が公元前一八五年前後に書かれ、しかもこれは秦滅亡後、わずかに二十年しか経ていないことから推測すると、秦に八体が存在したことはほぼ事実として認識してもよいであろう。さらに顧実も『漢書芸文志講疏』において「諷書九千字なるものは周の制なり。試むるに八体を以てするは秦の制なり」と言い、また秦から前漢早期にかけての成文法規の移行については、東川祥丈氏が、「東漢律考」において「秦帝国において“以吏為師”の觀念の下、法律知識の習得が、民衆に法律を知らしめる存在として、下級官吏の必須条件であったことはよく知られている。西漢に入ってからも、史書を見る限り、法律知識が官吏の修得すべきスキルとして重視されていたことは基本的に変っていない」といい、工藤元男氏も、「張家山漢簡は、これまで検討してきたように秦の統一過程における“法と習俗”の問題が、前漢でもまたくりかえされたことを

しめしている^{注5}」と述べるなど、秦律と張家山漢簡の漢律との関係を示唆しているのである。こうして見ると、秦の「八体」を記した条文も秦から前漢初期にかけては踏襲されたものと思われる。

ところで採り挙げる八体中の一つである爰書についてであるが、爰について『説文』に「爰、杖を以て人を殊つなり。『周礼』に爰は積竹を以てす。八觚、長さ丈三尺、兵車に建て、旅賁以て先駆す」とある。「杖を以て人を殊つ」とは、杖を以て之を隔て遠ざけるの意である。また『初学記』では「爰書」について「戈戟に銘する書体」と説明している。戟は、杖のあるほこ、先が三つまたになったほこの意である。さらに段玉裁においては「爰というのは、すべての兵器の題識を包含したもので、爰にだけ書いたものではない。漢の剛卯もまた爰書的一种である」と述べ、さらに八体中の五体については「刻府、旛信、模印、署書、爰書はみな、大篆、小篆を離れずして、詭変して各々自ら体を為した^{注6}もの」といい、以上の五体は大小篆の変形にすぎない、と説の中で説いている。唐蘭も、その著『中国文字学』の中で、八体について言及し「八体中の大篆、小篆、虫書、隸書とは、四種の文字であり、刻符、模印、署書、爰書は四種の字体である。これは用途によって区別したもの」と説明している。こうして見ると爰書に対して、数々の議論がある。が、ここでは一応、段玉裁がいう「すべての兵器の題識を包含したもの」との認識に立って、その銘文に着目し、爰書なる字体の一端を窺うことにしたい。

ところで、古代においては、『孫子』(始計篇)に「兵とは国の大事なり。死生の地、存亡の道、察せざるべからざるなり」と戦争に対する深刻な認識を表明している。『左伝』(成公十三年)にも同様に「国の大事は祀と戎とにあり」といい、軍事と祭祀が国家の「大事」として併記さ

れ、戦争は、当時の社会や人間を語る際の最重要事であったことが窺える。^{注7}とりわけ秦の軍事

力が、戦国時代において最大の軍事大国に成り得たのも、秦が官僚体制を背景とした強烈な中央集権化を志向し、同時に軍事力の増強を企画したことなどが、大きな要因である。^{注8}さらに官僚体制の確立及び軍事力の強化の背後には徹底した秦律が施行されたことも、最も典型的なことであった。軍爵制に関する規定では「斬首して公士と為る」(「睡虎地秦簡」・軍爵律)ことを誦い、軍事教練と軍馬・武器の管理に対しては、「發弩、奮夫射して中らざる」(「睡虎地秦簡」・雜抄)場合は厳罰が下された。奮夫は行政

の長官である。^{注9}また兵器に対しては「爰、戟、弩、鑿、丹相易え、以て贏・不備するなかれ」(「睡虎地秦簡」・効律)とあり、武器の修理が完全でなく「爰、戟、弩」の標識「鑿、丹」を相易えるなど、武器管理に不正があれば、厳しく追求されたのである。秦軍の武器装備に対しても、中央政府と地方政府の二つの系統で製造され、いづれの系統にも専門的な管理システムと、武器を保管する倉庫を設け、武器保管に関する厳格な規定を制定した。この秦の兵器については、近年、袁仲一氏の「秦中央督造的兵器刻辞綜述」(『考古与文物』一九八四年第5期)、あるいは徐章国氏の「秦代武庫初探」(『考古与文物』

二〇〇九年第3期)があり整理されている。^{注9}日本においては角谷定俊氏の「秦における青銅工業の一考察—工官を中心として—」(『駿台史学』五五、一九八二)が、秦の兵器鑄造組織全体について体系的に捉えている。角谷氏によれば秦の兵器鑄造は大きく中央(内史)^{注10}と地方の郡との系統に分れる。中央では、相邦あるいは丞相を鑄造監督者として内史の各県の「工師」「工」が鑄造を行い、また一方で中央の工官である「寺工」と「丞」「工」も鑄造を行っている。地方の

郡では、郡守の管轄のもとに属下の県「工師」「丞」「工」が兵器鑄造を行ったといい、その他、中央管轄の特殊な形態として「詔事」によって地方の郡の属県に直接鑄造を命じる場合、また少数民族統治機構である属邦の兵器鑄造をも統制する場合もあったとしている。^{注11}

整理すると角谷氏は戦国中期以降の秦器を①相邦（相国）もしくは丞相を督造者（最高責任者）として内史の地で制作されたもの。内史とは中央の代表的行政官である。②郡守もしくは県令の管轄において制作されたもの、③中央政府の特別の命により上郡で制作され、属邦に保管され、かつ督造者を相邦とするものという三種に大別している。③については一件のみの資料しか挙がっていない。^{注12}

ちなみに下田誠氏は秦とは別に戦国三晋諸国の兵器について詳細に論じている。著者も角谷氏の分類を参考にし①について考察を進めたい。というのも、最高機関で制作されるものだけに、八体の一つとして挙げられた爰書体をもっとも顕著に銘刻されると思うからである。

ところで角谷氏は①に該当するものを十一件紹介している。ただし孝公時代（361BC～338BC）の所謂商鞅三器として伝えられるもの1、「十八年、齊遣卿大夫衆來聘、各十二月乙酉、大良造鞅爰積十六尊（寸）五分（尊）一為升一臨一重泉」2、「十六年、大良造鞅之造、戟」3、「十六年、大良造 長鞅之造、雍」の三件がある。しかしこれらは兵器に関する具体的内容を含んでいない。また製作組織を示す銘文の形式も踏んでいない。この形式が現れるのは孝公時代を下らなければならない。したがってこの三件は除外し、分類①に該当する相邦あるいは丞相が見えるものを検討する。角谷氏が引くAからHまではすでに佐藤武敏氏^{注13}や李学勤氏^{注14}もふれている。

A 四年、相邦樛游之造、櫟陽工上造間（正面）、

吾（背面）

B 十三年、相邦義之造、咸陽工師田、工大人耆、工横、

C 十四年、相邦冉造、樂工師市□工禺、

D 廿一年、相邦冉之造、雍工師葉（正面）、雍、壞徳（背面）

E 四年、相邦呂不韋（造）、寺工讐、丞□（□）（正面）、可（背面）

F 五年、相邦呂不韋造、詔事、囟丞載、工寅（正面）、詔事、属邦（背面）、

G 八年、相邦呂不韋造、詔事、囟丞載、工爽（正面）、詔事、属邦（背面）、

H □□年、丞相触造、咸陽工師葉工（正面）、武（背面）新

これらの器物の製作年代は、Aが恵文王の前後両四年（334BCもしくは321BC）とされる。Bは「義」を「張義」とすると恵文王の前後両三年（325BCもしくは312BC）。Cは「冉」が魏冉を指すと思われ、昭王（307BC～251BC）の十四年（293BC）、Dは「冉」が見えるので昭王の二十一年（286BC）、Eは「呂不韋」なので四年は秦始皇帝の（243BC）、Fは始皇帝の五年（242BC）、Gは始皇帝の八年（239BC）Hは始皇帝十一年から三十七年の間（236～210BC）と推定される。Aの櫟陽は『漢書』地理誌に左馮翊の属県として見え、秦の内史に属す。Bの咸陽は秦の都である。銘文中の工師、丞、工などは、工官の組織を示すものである。とりわけ工師は器物の製作に対して全面的な責任を負わされ、工官の長でもあった。ただし実際に器物の製作に従事したのは工である。ちなみに相邦は宰相のことで百官の長である。職務としては『荀子』王霸篇によれば、王の政務を助け、とりわけ人事権を掌握するものとしている。丞相は相邦を助ける官職であり、秦武王二年の二丞相制はそのスタートされる。この秦の工官は、内史の管轄内に置かれたものと、内史以外の郡に置かれたものがあり、二つに大別されたようである。景山剛氏によれば、「そ

の中で全工程内の分掌的組織、編成に即してそれぞれの身分的地位に応じて配置され、全工程の統一的な協業関係が組織されていた」というのである。いわゆる、中央政府と地方政府でそれぞれ武器庫を設立し、その管轄下に工場をつくり、造器者たちは兵器の製造に直接従事した。その職人たちを管理し、一定の技術設計と検査や指揮に従事したのは主造者である。それをさらに、品質を検査し、武器を点検し、そのあと製造された地名、機関名、次官と製造者、主造者、監造者の姓名と刻させて、検査と照合した。これが監造者である。当然ながら内史の管理下において製作されたものは、まず有能な書写能力を具えた書記官が、下書きをし、さらに兵器の刻銘にあたっては熟練した工人が配されたと考えられよう。注意すべきは、この兵器に刻銘された爰書体と呼ばれるものは、当然ながら肉筆そのものではなく、鉄あるいは青銅に刻されたものである。そもそも大量の鉄が一般に使用されるようになったのは、ほぼ春秋初期から中期にかけてのころと考えられている。したがって、この時期に至ってはじめて、無銘の青銅を鑄造したあとで、これを鑿たがねによって銘を刻入することが可能となったのである。鑿によって青銅上に単線で刻入するならば、きわめてすどい流動的な線状を表現できる。しかし一方では、肉筆のようにやわらかな字面に肥瘦を表わすことができない。このように被写素材と用具によって結体と線質が変貌するということは、常に念頭において考えねばならない。

次に刻銘の文字を考察しながら論を進めたい。

Aの「穆游」の「游」は「游」に作り、「水」の滂は三本の短い横棒の「三」となっている。「青川木牘」(308BC)にも波がすでに「三」となっていて、戦国中期以降すでに簡略化の動きが見える資料である。

Aの「椽陽」は「樂」に作る。金文に「樂」や「樂」の形が見える。睡虎地秦簡に「樂」や「樂」の形が見え、秦隸の形がそのまま刻銘に使用されたようである。Bの「十三年」の「年」は「年」

に作る。金文に「年」がある。青川木牘の「年」にも近い。Bの「相邦」の「邦」は「邦」に作る。金文は「邦」であり、小篆になると「邦」とややこしくなる。邑の下部の巴は人がひざまづく形であるが、直線化されて立ちあがっている。相邦の邦の邑部は、まさにこの形である。同じくBの「張義」の「義」は「義」に作る。金文は「義」であり、小篆は「義」である。睡虎地は「義」に作る。これも秦篆が継承した「羊」形が破壊され、すでに「羊」となっている。Bの「造」は「造」に作る。金文に「造」があり小篆は「造」に作る。睡虎地では「造」である。

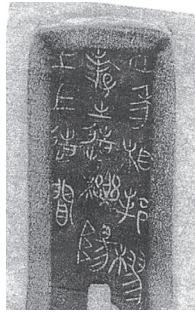
戦国中期頃商鞅の変法が行われ、それに沿って、文字の使用が頻繁になるにつれ、文字の変化も激しさを加えていった。それに即応するように戦国時代の秦篆の普通の簡略化の中から多くの異体字も発生したわけである。これらの多くは今見たように篆文の構造を部分的に省筆した簡単なもので、それに応じて、用筆法も速く書くために方折の筆法が、篆文の円転のそれを壊して流行しはじめたのである。兵器は、もともと大量に制作されなければならない。複雑な構造をもつ公用的な篆文を書いていたのでは、事は急を要する戦いには間に合わない。その点、当時流行の篆文を部分的に省筆したしかも方折を主とする簡便な字体が刻銘には望ましい。当然、省筆したことによって異体字も多く生まれよう。兵器の刻銘の一つの文字にも、多くの異体字が混入しているのは、そのためではなかったか。

注

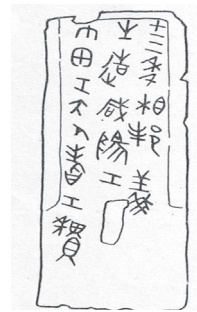
- 1 王彦輝『張家山漢簡〈二年律令〉与漢代社会研究』二〇一〇年
- 2 張家山漢簡『二年律令』については、A早稲田大学簡帛研究会が四七四～四七六号の訳注を發表している。「張家山第二四七号漢墓竹簡訳注(二)、史律訳注I」。またB京

大人文研でも「江陵張家山二四七号墓出土漢律の研究」(朋友書店、二〇〇六)の訳注がある。これを踏まえて富谷氏は「書記官への道—漢代下級役人の文字習得—」(『文書行政の漢帝國』)がある。また広瀬薫雄氏も「張家山漢簡「二年律令」史律研究」(『秦漢律令研究』)において、A、Bを比較検討し訳注を試みている。

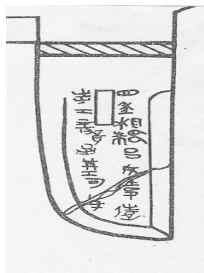
- 3 邢義田『漢代の蒼頡篇』、『急就篇』、八体と「史書」の問題について 秦漢時代の官吏はいかにして文字を学んだか(『中央研究院歴史語言研究所「第二屆古文字與古代史國際學術研討會」二〇〇八年』)
- 4 東川祥丈『東漢律考』(『中国文明の形成』二〇〇三年)
- 5 工藤元男『睡虎地秦簡よりみた秦代の国家と社会』二〇〇二年
- 6 齊の蕭子良の「篆隸文体」の中にも「爰書」が見え、六朝時代は雑体書として位置づけられていたようである。
- 7 湯浅邦弘『中国古代軍事思想史の研究』(一九九九年)
- 8 泉の畜夫については、鄭実の『畜夫考 読夢雲秦簡札記』(『文物』一九七八年二期)や大庭脩『漢の畜夫』(『秦漢法制史の研究』一九八二年)
- 9 楊泓『古代兵器通論』(一九九八年)
- 10 工藤元男『秦の内史 主として睡虎地秦墓竹簡による』(『史学雑誌』第九十編三号、一九八一年)
- 11 黄盛璋『秦兵器分国、断代与有闲制度研究』(『古代字研究』二十一輯)
- 12 下田誠『中国古代国家の形成と青銅兵器』(二〇〇八年)
- 13 佐藤武敏 第五章「中国古代の青銅工業」『中国古代工業史の研究』(一九六二年)
- 14 李学勤「戦国時代的秦国銅器」(『文物参考資料』一九五七年第八期)
- 15 影山剛「中国古代帝国における手工業・商業と身分および階級関係へ」(『歴史学研究』三二八号)



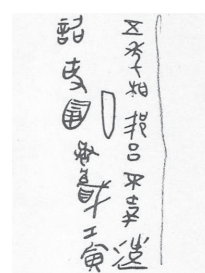
A 四年、相邦繆遊之造



B 十三年、相邦義之造



E 四年相邦呂不韋造、寺工



F 五年相邦呂不韋造、詔事



張家山漢簡(474・475)

(2010年9月30日提出)

(2010年10月15日受理)